注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産　取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア　昭和 59 年度以前に取得したもの　再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

イ　昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの　取得原価

取得原価が不明なもの　再調達原価

ただし、取得価格が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

② 無形固定資産　取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの　取得原価

取得原価が不明なもの　再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア　市場価格のないもの　取得原価

② 出資金

ア　市場価格のないもの　出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ア　建物　5 年～50 年

イ　工作物　3 年～60 年

ウ　物品　3 年～48 年

② 無形固定資産　定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から神奈川県市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、神奈川県市町村職員退職手当組合における積立金額の運用益のうち当村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更　　該当事項ありません。

(2) 表示方法の変更　　該当事項ありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更　　該当事項ありません。

3. 重要な後発事象　　**該当事項ありません。**

4. 偶発債務　　該当事項ありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第235条の５に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	－％
連結実質赤字比率	－％
実質公債費比率	△0.8％
将来負担比率	－％

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

清川村交流促進センター指定管理料　翌年度以降の支出予定額1,200千円

（令和7年度分）

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額　　58,010千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア　範囲

翌年度予算で財産収入として措置されている公共資産や行政目的で保有していた資産のうち、売却予定の資産を売却可能資産としています。

イ　内訳

売却可能資産はありません。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額　1,477,053 千円

下水道事業債　697,500 千円（需要額算入時には、313,487 千円）
簡易水道事業債　37,400 千円（需要額算入時には、20,570 千円）
清掃事業債　176,301 千円（需要額算入時には、60,406 千円）
補正予算債　13,300 千円（需要額算入時には、6,570 千円）
減収補填債　9,050 千円（需要額算入時には、6,735 千円）
財源対策債　24,310 千円　（需要額算入時には、9,411 千円）
減税補てん債　8,781 千円（需要額算入時には、845 千円）
臨時財政対策債　1,678,982 千円（需要額算入時には、916,346 千円）
東日本大震災全国緊急防災施策債　239,100 千円
（需要額算入時には、113,333 千円）

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	1,858,317 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	12,702 千円
将来負担額	1,925,598 千円
充当可能基金額	2,735,398 千円
特定財源見込額	－千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	133,297 千円

(3)　行政コスト計算書に係る事項

①　低所得世帯支援給付金給付事業ほか特別給付に係る臨時損失を 38,630 千円計上しています。

(4)　純資産変動計算書に係る事項

①　純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア　固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

イ　余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

② 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る国県等補助金を 40,736 千円計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 業務・投資活動収支　38,126 千円

② 臨時的事業に係る臨時収入 133,834 千円、臨時支出 40,258 千円をそれぞれ計上しています。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	153,421	千円
投資活動収入の国県等補助金収入	101,106	千円
未収債権の増減額	16,058	千円
減価償却費	△391,182	千円
退職手当引当金の増減額	△45,495	千円
賞与等引当金の増減額	△3,687	千円
徴収不能引当金の増減額	△118	千円
固定資産除売却損益	374	千円
純資産変動計算書の本年度差額	△169,523	千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額　100,000 千円

一時借入金に係る利子額　該当なし